

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問 49 当社（受託者）は、複数の取引先（委託者）から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（基通 1－8－10）。）

この媒介者交付特例の適用により、ご質問のように複数の委託者に係る商品を一の売上先に販売した場合であっても、1枚の適格請求書により交付を行うことが可能です。

この場合、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。

ただし、受託者が交付する適格請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも差し支えありません。この場合において、受託者が各委託者に適格請求書の写しに替えて交付する精算書等（適格請求書の写しに替えて精算書等の書類等を交付することで差し支えない場合については、問48《媒介者交付特例》の【受託者の対応（消令70の12①③）】をご参照ください。）に記載する消費税額等の合計額と、売上先に交付した適格請求書に記載した消費税額等とが必ずしも一致しないことも生じますが、各委託者の税込対価の合計額から消費税額等を計算するなど、合理的な方法によることとしている場合には差し支えありません。

また、委託者に適格請求書発行事業者とそれ以外の者が混在していたとしても、適格請求書発行事業者とそれ以外の者とに区分することにより、適格請求書発行事業者に係るもののみを適格請求書とすることができます。

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

各委託者の課税資産の譲渡等の内容について一括して記載することも認められます。

□□(株)御中

請求書

XX年11月分

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
11/9	食器	6,600円
⋮	⋮	⋮
合計		55,000円
10%対象	32,000円 (消費税 2,909円)	
8%対象	23,000円 (消費税 1,704円)	

※印は軽減税率対象品目

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載して交付できます。
※各委託者の氏名又は名称及び登録番号の記載は不要です。

消費税額等の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められます。

【受託者が委託者に適格請求書の写しとして交付する書類(精算書)の記載例(一括記載の場合)】

○ 委託者に交付する書類 (精算書)

◎◎(株)御中

精算書

XX年11月分(11/1~11/30)

商品名	支払金額(税込)	消費税
食器	7,100円	
ごみ袋	1,300円	
10%対象合計	8,400円	(763円)
合計		8,400円

△△商事(株)

(株)●●御中

精算書

XX年11月分(11/1~11/30)

商品名	支払金額(税込)	消費税
食器	14,300円	
おしぼり	1,500円	
10%対象合計	15,800円	(1,436円)
合計		15,800円

△△商事(株)

○ 購入者に交付する適格請求書

XX年12月1日

□□(株)御中

請求書

XX年11月分(11/1~11/30)

請求額	24,200円
-----	---------

商品名	請求金額(税込)	消費税(10%)
食器	21,400円	
ごみ袋	1,300円	
おしぼり	1,500円	
合計	24,200円	(2,200円)

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

購入者の消費税額等 2,200円
委託者の消費税額等(合計) 2,199円
(注) 必ずしも一致させる必要はありません。

(参考) 複数の委託者の取引を一括して代理交付する場合

受託者（代理人）が複数の委託者（被代理人）の取引について代理して適格請求書を交付する場合は、各委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

また、複数の委託者の取引を一括して請求書に記載して交付する場合、委託者ごとに課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を記載し、消費税額等も委託者ごとに計算し、端数処理を行わなければなりません。

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

□□(株)御中			
請求書			
XX年11月分			
取引先名	日付	品名	金額
××(株) 登録番号…	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
	8%対象	15,000円（消費税 1,111円）	
(株)〇〇 登録番号…	11/12	割り箸	1,100円
	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	12,000円（消費税 1,091円）	
	8%対象	17,000円（消費税 1,259円）	
合計（税込）	55,000円		

※印は軽減税率対象品目

△△商事(株)

各委託者（被代理人）の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

各委託者（被代理人）の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者（被代理人）の取引を区分して、税率ごとに行います。